

令和 7 年度

区内中小事業者の
チャレンジをサポート

世田谷区中小事業者

経

営

支

援

補

助

金

事業者定着支援

創業間もない事業者の家賃を補助

抽選で
15件程度

対象者：4月1日時点で創業1年未満の区内事業者
補助率：1/2以内
補助限度額：30万円

ITを活用した 販路拡大支援

ITツールによる販路拡大を支援

先着
20件程度

対象者：世田谷区内の中小事業者、個人事業主等
補助率：1/2以内
補助限度額：20万円

生産性向上 設備導入支援

生産性向上や省エネルギーに資する
設備投資を支援

先着
20件程度

対象者：世田谷区内の中小事業者、個人事業主等
補助率：1/2以内
補助限度額：30万円



経済産業部 経済課
03-3411-6644

補助件数には限りがございます。
お早めにお申し込みください。

補助金の詳細はこちら >>



目的 ITによる販路の拡大や、設備投資による生産性向上、これから世田谷区で創業する事業者の区内定着を支援するため、経費の一部を補助し、事業者の新たな取り組みやチャレンジを後押しすることにより、安定的な経営の持続化につなげていくことを目的に実施します。

補助対象事業	補助額 (上限)	補助率
事業者区内定着支援 区内における創業及び事業の定着の促進を目的とした事業所家賃	30万円	1／2
ITを活用した販路拡大支援 販路拡大への取組みへの支援を目的とした、インターネットやデジタル技術を活用した広告・宣伝などの販路拡大の取組みにかかる経費（ホームページ制作、ECサイト構築、PR動画、WEB広告制作など）	20万円	
生産性向上設備導入支援 生産性向上等を目的とした、設備導入にかかる経費（業務効率化、生産性の向上、新事業展開、省エネなどに資する設備など）	30万円	

補助対象者 世田谷区内に事務所又は事業所を有する中小事業者、個人事業主等
※**事業者区内定着支援**は、令和7年4月1日時点で創業して1年未満の方

申請方法

●事業者区内定着支援

【申請の流れ】 ※抽選申込期間（5月30日まで）に抽選申込書を提出。

抽選
申込

結果
通知

交付
申請

交付
決定

実績
報告

金額
確定

補助金
支払

【申請時（当選後）の必要書類】

①交付申請書・事業計画書・経費明細書・誓約書・チェックリスト（全て区様式）

②登記簿謄本等の写し
法人：履歴事項全部証明書 / 個人事業主：個人事業の開業等届出書

③納税証明書の写し
・直近の住民税納税証明書または領収書 ※非課税の場合は非課税証明書
・前年に確定申告をしている場合、直近の所得税納税証明書（その1）

④賃貸借契約書の写し

⑤事業の概要

●ITを活用した販路拡大支援・生産性向上設備導入支援

【申請の流れ】

交付
申請

交付
決定

事業
実施

実績
報告

金額
確定

補助金
支払

【申請時の必要書類】

①交付申請書・事業計画書・経費明細書・誓約書・チェックリスト（全て区様式）

②登記簿謄本等の写し
法人：履歴事項全部証明書 / 個人事業主：個人事業の開業等届出書

③納税証明書の写し
法人：直近の法人事業税、及び法人住民税の領収証書または納税証明書
個人：直近の個人事業税、及び住民税の領収証書または納税証明書

④経費の根拠となる資料（見積書など）

⑤事業の概要

※本補助金の詳細については、表面の2次元コードから補助金募集要項をご覧ください。